○○○（団体名）防犯カメラ管理運用規程【作成例・解説付き】

**作成例**

（目的）

第１条　この規程は，○○○（団体名）内における犯罪抑止・未然防止及び早期解決を目的として設置する防犯カメラについて，地域住民のプライバシーの保護に配慮した適正な管理及び運用に関する事項を定める。

**※　団体における防犯カメラの設置及び管理運用規程を定めた趣旨を説明します。**

（定義）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　防犯カメラ　犯罪の予防その他公共の安全の維持を目的として特定の場所に継続的に設置するカメラで，撮影装置，画像表示装置，画像記録装置及び関連機器で構成されているものをいう。

（２）　画像　防犯カメラに録画した映像をいう。

**※　後の条文において，用いる用語の意味（説明）をあらかじめ定めておきます。**

　（設置場所等）

第３条　○○○（団体名）が設置する防犯カメラの設置場所等は，次のとおりとする。

（１）　設置場所及び設置台数　別紙配置位置図のとおり，○○○（団体名）内に○台の防犯カメラを設置する。

（２）　設置表示　別図のとおり，防犯カメラの設置場所には「防犯カメラ作動中」の設置標識を掲示する｡

（３）　稼働時間　防犯カメラの稼働時間は２４時間とする。

**※　設置場所や台数，稼働時間の記述，防犯カメラ設置場所付近に標識等「防犯カメラ設置区域であることを明示する内容」を掲示することなどを定めます。**

**配置位置図には，防犯カメラの設置場所，撮影方向を記してください。**

（設置者）

第４条　防犯カメラの設置者は○○長とする。

**※　防犯カメラの設置の主体を明らかにします。個人名ではなく，役職等を記載下さい。（例：「○○区長」，「○○班長」，「○○区防犯パトロール隊長」等）**

（画像の保存期間及び消去方法等）

第５条　防犯カメラの画像データ等の紛失，漏えい等の事態を防止するため，画像の保存期間や消去方法等については次のとおりとする。

（１）　録画された画像は，原則として外部への持ち出しを禁止する。

（２）　画像の保存期間は，録画の日から起算し１４日間保存とする。

（３）　前項の保存期間を終了した画像の消去は，新たな画像を上書きする方法により自動的に行う。

（４）　録画された記録媒体を廃棄する場合には，破砕等の方法をもって，管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。

**※　防犯カメラの画像データ等の紛失，漏えい等の事態を防止するため，画像の保存期間や消去方法等の必要な事項を定めます。**

（管理責任者等）

第６条　防犯カメラの適正な管理及び運用を行うため，管理責任者（以下「管理者」という。）を置くものとする。

（１）　管理者は，○○長とする。

（２）　管理者を補佐するため，防犯カメラ操作取扱者（以下「操作取扱者」という。）を置くものとする。

（３）　操作取扱者は，「管理者が指定した者」とする。

（４）　管理者の責務は次のとおりとする。

①　画像等により知り得た情報の漏えい又は不正な使用の防止のための必要な措置に関すること。

②　操作取扱者に対する指導，監督に関すること。

③　防犯カメラ及び画像記録装置の操作は，管理者及び操作取扱者以外の操作を禁止する。

④　その他画像等の適正な取扱いに関すること。

（５）　管理者及び防犯カメラ操作取扱者が変更になった時は，その都度，市長に届出をする。

**※　防犯カメラの運用に際し，適切な管理運用，画像データ等の紛失，漏えい等の事態を防止するため，「管理責任者」と「防犯カメラ操作取扱者」を選任します。管理責任者は個人名ではなく，役職等を記載ください。**

（正確性の確保）

第７条　取得した情報の正確性を確保するため，防犯カメラ設置後は，継続した保守及び点検を専門業者に委託するものとする。

**※　防犯カメラは取得内容・取得時刻等，正確性を保つことが必需です。専門の業者による定期的な点検を受けてください。**

（画像利用及び提供の制限）

第８条　法令に基づく場合を除き，画像データの利用又は提供をしてはならない。ただし，次の場合はこの限りではない。

（１）　捜査機関から犯罪捜査目的のため，照会書等の文書により提供を求められたとき。

（２）　個人情報画像から識別できる特定の個人の同意があるとき，または本人に提供するとき。

（３）　個人の生命，身体又は財産の安全を確保するために必要であると認められるとき。

**※　画像には個人情報が含まれていることから，慎重な管理が求められます。そのため，個人情報の適正な管理を遵守する事項を定めます。**

**「ただし」以降は，法令に基づく照会や個人の生命等の安全を守るためなど，やむを得ず第三者に画像の情報提供をする場合について，管理責任者が遵守する事項を定めます。警察等から捜査の照会があった場合，情報提供に応じていただくようお願いします。**

（守秘義務）

第９条　画像の内容を知り得た者は，その情報を第三者に漏らしてはならない。

**※　前条と同様に，個人情報の慎重な取扱いを定めます。**

（苦情等への対応）

第１０条　管理者は，防犯カメラの設置及び管理運用に関する苦情を受けたときは，速やかに対応し，適切に措置を講ずるものとする。

**※　防犯カメラの設置及び管理運用に関する苦情等があった場合，区の責任において対応していただくことになります。**

（年度報告）

第１１条　管理者は，年度ごとの防犯カメラの運用について総会で報告し，議事録を付して市へ提出するものとする。

附　則

この規程は，令和○年○○月○○日から施行する。

別図（第３条関係）

防犯カメラ設置標識

|  |
| --- |
| 防犯カメラ作動中 |
| ○○○（団体名） |

縦３５センチメートル以上，横１５センチメートル以上の大きさとする。

**※　防犯カメラの運用については，設置目的を明示することが必需となっています。**